

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

霧島市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

### 【補足】

1. 国分・隼人区域 2. 溝辺区域 3. 横川区域 4. 牧園区域 5. 霧島区域 6. 福山区域	1号事業（多面的機能支払交付金） 【対象農用地】 ・農振農用地区域内の農用地 ・農振白地区域内の農用地
	2号事業（中山間地域等直接支払交付金） 【対象農用地】 ・農振農用地区域内の農地であって、促進計画5(2)に規定するもの。
	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金） 【対象農用地】 ・農業振興地域内に存する農地

## 2 促進計画の目標

### 1. 国分・隼人区域

#### (1) 現況

本区域は、水稻を中心に、温暖な気候を生かした温州みかん、施設園芸等を基幹に、多種多様な農業が営まれている。

国分隼人区域の田園住宅地域では混住化が進み、宅地化が進んでいることから、農用地・農業用施設の維持管理が難しくなっている現状である。

一方、国分の上之段・川原地区、隼人の朝日・小浜・嘉例川地区などの丘陵森林農業地域においては、急傾斜地域で、特定農山村地域に指定されている箇所もあり、田園住宅地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これらを補う取組を行うことが必要である。

また、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりを意識した生産が必要とされている。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、本区域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、同法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、併せて、同法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、環境と調和した農業を推進し、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

## 2. 溝辺区域

### (1) 現況

本区域は、霧島市で一番の畑作地帯で、畑の区画整理の整備率は90%を超え、十三塚原土地改良区と竹子原土地改良区の2つの大きな土地改良区でほとんどを占めている。

主な作物は畑地かんがい施設を利用した茶、果樹（ぶどう・なし）、花卉（キク、ユリ）、野菜（大根、キャベツ）であるが、施設の耐用期限が近づいていることから、維持管理に支障が出ている。

一方、水稻については台地間の山間に沿う細長い山間迫田であり、未整備となっていることから生産条件が悪く、耕作放棄地が数多く見受けられる。これらを補う取組を行うことが必要である。

また、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりを意識した生産が必要とされている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本区域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、同法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、併せて、同法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、環境と調和した農業を推進し、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

## 3. 横川区域

### (1) 現況

本区域は、水稻を中心に、肉用牛生産や露地野菜（きゅうり、白菜）、花卉（キク）などの多種多様な農業経営がされている。

兼業農家が多いことから、現状、施設の維持管理は対応できているが、農業従事者の減少・高齢化が進んでおり、丘陵森林農業地域に加え田園住宅地域においても荒廃農地が増えることが予想される。

特に丘陵森林農業地域においては鳥獣被害の農作物への被害が甚大であること

から、これを防止する取組が必要である。

また、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりを意識した生産が必要とされている。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、本区域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、同法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、併せて、同法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、環境と調和した農業を推進し、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

## 4. 牧園区域

### (1) 現況

本区域は、霧島市内においてもっとも広大な敷地面積を有しており、農家集落及び農地も点在している状況である。地区内の土壌は黒色火山灰を多く含む砂壤土で、平坦地が少なく、野菜（ゴーヤ、甘藷、軟弱野菜）、茶が中心で、水稲においては基盤整備地を中心に作付けされている水稲がある。

農業従事者の減少・高齢化が進んでおり、一部の地域においては、集落営農組織が法人化し、担い手になっている箇所があるものの、山間地域においては、急傾斜地域で、特定農山村地域に指定されている箇所もあり、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これらを補う取組を行うことが必要である。

また、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりを意識した生産が必要とされている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本区域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、同法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、併せて、同法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、環境と調和した農業を推進し、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

## 5. 霧島区域

### (1) 現況

本区域は、霧島山麓裾野から、霧島川流域とその支流に沿って分布する水田地帯と、南西部の畑作帯に分かれている。

北部の水田地帯は整備が遅れているところもあり、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい。

加えて丘陵森林農業地域においては鳥獣による農作物への被害が甚大であることから、これを防止する取組が必要である。

また、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりを意識した生産が必要とされている。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、本区域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、同法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、併せて、同法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、環境と調和した農業を推進し、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

## 6. 福山区域

### (1) 現況

本区域は、肉用牛生産を中心とした飼料用牧草地のほか、水稻や野菜（ゴーヤ、新ごぼう）の露地野菜を中心に農業経営がされている。

基盤整備は進んでいるが、高齢化・担い手不足により施設の維持管理に支障がおきているうえ、一部においては耕作放棄地及び山林化が進んでいる。

山間地域においては、急傾斜地域で、特定農山村地域に指定されている箇所もあり、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これらを補う取組を行うことが必要である。

また、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりを意識した生産が必要とされている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本区域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、同法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、併せて、同法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、環境と調和した農業を推進し、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

実施を推進する区域	実施を推進する事業
国分・隼人区域 溝辺区域 横川区域 牧園区域 霧島区域 福山区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業, 同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

(1) 推進組織への参画

基本方針に定める、県及び市町村、農業団体等の多様な主体が参画して、地域の実情を踏まえた支援を行う推進組織に参画する。

(2) 法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）に関する事項

1) 対象農用地の基準

① 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域（旧国分市旧霧島村、旧牧園町全域、旧霧島町全域）
- ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条に基づき公示された過疎地域（旧横川町全域、旧牧園町全域、旧霧島町全

域、旧福山町全域)

- ・山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域（旧霧島町全域）
- ・地域の実態に応じて鹿児島県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域（旧国分市のうち旧霧島村以外、旧隼人町のうち旧日当山村、旧霧島村3-3、旧溝辺町全域）

イ 対象農用地

- （ア）急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上、緩傾斜農用地については、勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- （イ）自然条件により小区画・不整形な田  
（旧国分市の旧霧島村以外、旧隼人町の旧日当山村、旧霧島村3-3と旧溝辺町を除く霧島市全域）
- （ウ）市長の判断によるもの
- （エ）知事が地域の実態に応じて指定する地域